

【一般会計等財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(※)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 6年～60年

物品 3年～20年

② 無形固定資産(※)……………定額法

(ソフトウェアについては、本町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(※) リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、または個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額から、奈良県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に本町職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、同組合における積立金額の運用益のうち本町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
高取町土地開発公社	—	36 百万円	364 百万円	400 百万円
計	—	36 百万円	364 百万円	400 百万円

3 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

学校給食特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 —

連結実質赤字比率 —

実質公債費比率 7.4 %

将来負担比率 16.9 %

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 254 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産

固定資産台帳から売却可能資産の範囲を検討中であり、当年度末時点で売却可能資産に該当する資産はありません。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 2,478 百万円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	2,530 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	234 百万円
将来負担額	4,839 百万円
充当可能基金額	1,880 百万円
特定財源見込額	91 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	2,478 百万円

④ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 16 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 業務・投資活動収支 50 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	4,505 百万円	4,419 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	24 百万円	24 百万円
繰越金に伴う差額	△ 108 百万円	—
内部取引消去	△ 21 百万円	△ 21 百万円
資金収支計算書	4,400 百万円	4,422 百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は学校給食特別会計の分相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、その分相違します。

さらに、会計間の内部取引を相殺消去しているため、その分相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

<u>資金収支計算書の業務活動収支</u>	<u>226 百万円</u>
投資活動収入の国県等補助金収入	13 百万円
未収債権（増減額）	△ 1 百万円
減価償却費	△ 569 百万円
賞与等引当金（増減額）	△ 4 百万円
退職手当引当金（増減額）	△ 119 百万円
損失補償等引当金（増減額）	60 百万円
徴収不能引当金（繰入額）	△ 38 百万円
建設仮勘定から費用振替額	△ 6 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△ 438 百万円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,500 百万円
一時借入金に係る利子額	0 百万円